

岩手県医療局管理規程第14号

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年9月26日

岩手県医療局長 小原重幸

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～10 [略]</p> <p><u>(防疫等作業手当の特例)</u></p> <p>11 企業職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータ</u> <u>コロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華</u> <u>人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を</u> <u>有することが新たに報告されたものに限る。）</u>であるものに 限る。以下同じ。）の患者又はその疑いのある者（以下「患 者等」という。）が存する病院等、宿泊施設等の内部又はこ れらに準ずる区域として医療局長が定めるものにおいて、新 型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護する ために行われた措置に係る作業であって医療局長が定めるも のに従事したときは、別表第3防疫等作業手当の項の規定に かかわらず、特殊勤務手当として、防疫等作業手当を支給す る。この場合において、同項中「210円の範囲内で医療局長 が定める額」とあるのは、「3,000円（患者等の身体に接触 し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他 医療局長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつ ては、4,000円）」とする。</p> <p>(診療応援手当の特例)</p> <p>12 企業職員が、市町村又は県が実施する新型コロナウイルス 感染症に係る予防接種に関する業務であって医療局長が定め るものに従事したときは、別表第3診療応援手当の項支給を 受ける者の範囲の欄の規定にかかわらず、特殊勤務手当とし て、診療応援手当を支給する。この場合において、同項中「 55,000円」とあるのは、「100,000円」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～10 [略]</p> <p>(診療応援手当の特例)</p> <p>11 企業職員が、市町村又は県が実施する新型コロナウイルス 感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス</u> <u>（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対し</u> <u>て、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの</u> <u>に限る。）</u>）であるものに限る。）に係る予防接種に関する業 務であって医療局長が定めるものに従事したときは、別表第 3診療応援手当の項支給を受ける者の範囲の欄の規定にか かわらず、特殊勤務手当として、診療応援手当を支給する。こ の場合において、同項中「55,000円」とあるのは、「 100,000円」とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。